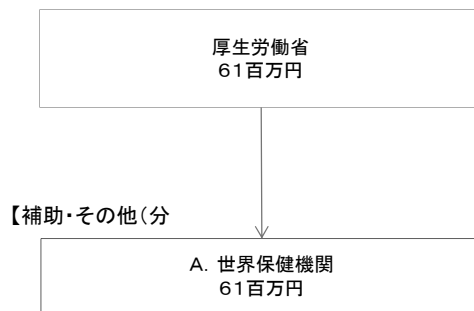


平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名		たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金		担当部局庁	健康局		作成責任者	
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	がん対策・健康増進課		がん対策・健康増進課長 正林 督章	
会計区分	一般会計			政策・施策名	X-1-1 国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	世界保健機関たばこ規制に関する枠組条約第24条			関係する計画、 通知等	-			
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。 この条約は、これまで各国が個別に実施していた、たばこ対策について国際協力の枠組みを与える第一歩となるものであり、この条約の発効は、たばこ対策についての国際的な取組みを進める上で大きな意義がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」締約国会議事務局が、①締約国会議及び補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。②この条約に従って事務局が受領した報告を送付すること。③締約国がこの条約に従って情報を取りまとめ及び送付するに当たり、その要請に応じて該当締約国に支援を提供すること。④締約国会議の指導の下にこの条約に基づく事務局の活動に関する報告を作成し、及びこれを締約国会議に提出すること。⑤締約国会議の指導の下に、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体との必要な調整を行うこと。等の任務を遂行するにあたっての経費を負担する。							
実施方法	補助、その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の 状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	59	60	61	69	75	
	執行額	59	60	61	-	-		
執行率(%)	100%	100%	100%	-	-			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 34年度	
	平成34年度に成人の喫煙率を12%まで減少させる(喫煙をやめたい者がやめる)	喫煙率 ※各国ごとに喫煙率が出されるため、世界全体の喫煙率はないことから、「成果実績」には日本の喫煙率を記載	成果実績	%	20.7	19.3	-	-
		目標値	%	20.1	20.7	19.3	12	
		達成度	%	97.1%	107.3%	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	たばこ規制枠組条約の締約国数	活動実績	国数	176	178	180	-	
		当初見込み	国数	174	176	178	180	
単位当たり コスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	X:当該年度たばこ規制枠組条約事務局拠出金総額(米ドル)/Y:当該年度条約締結国数(国数)	単位当たりコスト	米ドル	25,872.2	25,581.5	25,561.8	25,277.8	
		計算式	X/Y	4553500/176	4553500/178	4550000/178	4550000/180	
平成27・28年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	分担金	69	75	為替レート変動のため				
	計	69	75					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	国が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る締約国会議事務局経費の分担金であり、国際社会のニーズに対応している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る締約国会議事務局経費の分担金であるので、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	国が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る締約国会議事務局経費の分担金であるので、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単当たりコスト等の水準は妥当か。		○	国が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る締約国会議事務局経費の分担金であり、締約国会議で議論し、必要であると了承された事業について実施を行っており、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		-	-	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国は、たばこの健康被害に対する各国の理解により増加しており、成果実績は成果目標に見合ったものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	世界中の国々において、たばこによる健康被害は甚大であることから、その規制を訴える条約事務局の活動により、締約国が増加しており、実績は伴っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	たばこ規制枠組条約の締約国数は増加しており、世界規模でたばこによる健康被害を減らそうという流れになっている。我が国は支出先であるたばこ規制枠組条約締約国会議が予算や実施事業等を決定するたばこ規制枠組条約締約国会議等へ政府代表を派遣し、意見を述べることで我が国の財政支援が的確に使用されるよう努めている。国際条約の規定に基づく、分担金であり、今後もたばこ枠組条約締約国会議が行われ、たばこ対策を強力に推進することが求められており、2012年11月ソウル(韓国)で開催された、たばこ規制枠組条約第5回締約国会議では、条約事務局経費(条約第24条3に基づく活動費用)として、日本政府はその13.8%を自発的分担金として負担することが定められた。			
	改善の方向性	これまでの条約締約国数について、WHOホームページでの確認しており、国連加盟国193カ国(平成26年1月現在)のうち、条約締約国が180カ国と徐々に100%に近づいている。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に基づく必要な分担金であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うこと。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	556	平成23年度	506	平成24年度	448
平成25年度	838	平成26年度	840		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



締約国会議開催の経費や各国報告書提出のための支援、たばこ規制関連ガイドライン(たばこ製品の含有物に関する規制、情報開示に関する規定等)の策定等技術的・専門的な措置に使われている。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万
円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分担金	たばこ規制枠組条約第24条に基づく分担金	61			
計		61	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	WHO(世界保健機関)	たばこ枠組条約締約国会議事務局分担金の拠出	61	-	-